

障害者の生涯学習に関わる施策の動向

—障害者権利条約以降の動きと文部科学省による「特別支援教育の生涯学習化」—

Development of the Government Policy on Lifelong Learning for Persons with Disabilities in Japan

小松 幸恵*

KOMATSU Sachie

Abstract

The Japanese Government has been promoting the reform of various systems for persons with disabilities since before the ratification of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, which took place in January 2014. Reform included the development of domestic legislation, which had the effect of improving accessibility to participation in lifelong learning. However, the amount of information provided on reasonable accommodation for lifelong learning was less than that for school education: the Basic Program, established in 2013 after the revision of the Basic Act for Persons with Disabilities (August 2011) did not include a description that focused on lifelong learning.

On December 14, 2016, the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology declared a policy to promote general measures for persons with disabilities in order to encourage lifelong learning, cultural activities and sports, and thereby assist persons with disabilities to pursue self-actualization.

Based on the policy, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (hereafter “MEXT”) created a new section named “The Office for Promoting Lifelong Learning of Persons with Disabilities”, and called upon local governments to strengthen their work in this field. MEXT carried out the following measures: promotion of sports activities; efforts to improve a seamless support system from infancy to adulthood; creation of a center to support handicapped students who play an active part in society; support of cultural and artistic activities; review of the budgeted measures for FY2017 from the viewpoint of consistency with the policy; the creation of an award; and promotion of public awareness campaigns.

The budgeted measures for FY 2018 include the expansion of support for special needs education, university education, and the cultural and sports activities of graduates; and MEXT plans to conduct empirical research on learning after graduation, towards further promotion of lifelong learning by persons with disabilities.

* 生涯学習政策研究部・総括研究官

はじめに

文部科学省は、平成 28（2016）年 12 月 14 日に『障害者支援の総合的な推進に関する大臣講話』及び同日付の『文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充～学校教育政策から「生涯学習」政策へ～』を公表し、従来の学校教育政策を中心とする障害者政策から一歩進めて、生涯学習（教育、文化、スポーツ）を通じた生きがいづくり、地域とのつながりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を総合的に展開していくとの方針を明らかにした。以降、文部科学省は「特別支援教育の生涯学習化」の理念の下、体制整備や事業の推進及び総点検、積極的な機運醸成等、障害者の生涯学習に関する取組を強めており、平成 29（2017）年 9 月 19 日に中央教育審議会教育振興基本計画部会で公表された第 3 期教育振興基本計画の案（審議経過）においても、障害者の生涯学習について項目を設け、さらなる推進を重点施策として位置づけている。

障害者の生涯学習に関しては、2006 年の国連総会において採択された国連・障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」）においても、その権利保障が求められている。我が国においても、2014 年に実現したその批准に向けて、合理的配慮の提供等、障害者が生涯学習を行うおうとする際の障壁の除去を推進する法令整備が行われていたところである。

本稿は、障害者権利条約以降の政府の動向や、条約締結に向けて整備された国内法令について、生涯学習分野に関連するポイントに着目しながら整理し、「特別支援教育の生涯学習化」を打ち出した文部科学省の施策展開について概観するとともに、こうした動きを踏まえ、今後求められると考えられる障害者の生涯学習に関する研究について考察することを目的とする。

なお、障害者の生涯学習についても、平成 2（1990）年の生涯学習審議会答申『生涯学習の基盤整備について』において、生涯学習を推進するに当たり特に留意する必要がある点として挙げられた、「①生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであること。②生涯学習は、必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。③生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるものであること。」が当てはまる。

障害のある子供たちに対する学校教育においては、自立活動等を通じて、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育が行われている。学校段階で身についた力の維持や、それを実生活での実践につなげることも、障害者の学校卒業後の学習が果たす重要な役割である。こうした学習は、福祉、労働、医療の場面でも行われ得るものであるが、前述の留意点にある自発性や、自己に適した手段・方法を自ら選んで行えることが、生涯学習の機会としては必要であると考えられる。

1. 障害者権利条約、関連する国内法令と障害者の生涯学習

(1) 障害者権利条約における権利保障と国内法令の整備

2006 年 12 月に国連総会で採択され、2008 年 5 月に発効した障害者権利条約は、第 24 条第 1

項において「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」、同条第5項において「締約国は、障害者が差別無しに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育、及び生涯学習を享受することができることを確保する」と明記するとともに、第30条において文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツの参加のための具体的措置を規定し、障害者の生涯学習の権利を保障している

日本政府は条約締結に向け、必要な国内法令の整備等を進め、この条約は、平成25（2013）年12月4日に国会で承認、平成26年（2014）年1月20日に批准され、同年2月19日に我が国について発効した。

(2) 障害者基本法と生涯学習

障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念、国・地方公共団体等の責務、施策の基本となる事項を定め、施策の総合的かつ計画的な推進と、それをもつて障害者の福祉を促進することを目的とする。障害者の自立及び社会参加のために重要な役割を果たす生涯学習についても、この法の枠組みの中で、施策の推進が図られている。

①平成23（2011）年の障害者基本法改正

障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環である平成23（2011）年の障害者基本法の改正においては、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいうわゆる社会モデルに基づく障害者の概念（第2条）や、障害者権利条約第2条で「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている「合理的配慮」の概念（第4条第2項）が盛り込まれるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として障害者政策委員会が設置された（第32条～第36条）。

この障害者基本法に基づき、国は、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本計画を策定しなければならないと定められている（第11条第1項）。

②障害者基本計画における生涯学習

障害者権利条約以前に定められた『障害者基本計画（第2次）』（対象期間：平成15（2003）年度から24（2012）年度）の「教育・育成」においては、教育と療育に関してまとめて記載され、生涯学習については「地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、教育・療育機関は、関係機関と連携して生涯学習を支援する機関としての役割を果たす。」との定めがあるのみであった。

障害者基本法改正後初の障害者基本計画となる『障害者基本計画（第3次）』（対象期間：平成25（2013）年度から29（2017）年度）の「教育、文化芸術活動・スポーツ等」においては、障害者権利条約に権利保障の定めのあるインクルーシブ教育システム、高等教育、文化芸術活動、スポーツ等に関する記載が、第2次計画よりも具体的になされている。「生涯学習」の用語は、医師・歯科医師のリハビリテーションに関する教育に関して用いられているのみで、障害者自身の学習については用いられていない。

『障害者基本計画（第4次）』に関しては、障害者政策委員会として計画に盛り込むべきと考え

る内容を整理し、障害者基本法第11条第4項の規定に基づいて取りまとめる『障害者基本計画（第4次）の策定に向けた障害者政策委員会意見』が、平成29（2017）年から検討されている。

その案文の「教育の振興」では、第3次計画でも対応する項目が記載されていた「インクルーシブ教育システムの推進」「教育環境の整備」「高等教育における障害学生支援の推進」と並んで、「生涯を通じた多様な学習活動の充実」の項が新たに設けられている。そこには、①効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等による各ライフステージにおける学びの支援とそれらを通じた障害者の地域や社会への参加促進、②地域学校協働活動の推進、障害のある子供たちの企業等の放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実、外部人材の活用、③放送大学における学習支援の充実、④読書環境整備の促進、⑤多様な学習機会の提供・充実、といった内容が盛り込まれている。また、文化・スポーツに関しては「文化芸術活動・スポーツ等の振興」が「教育の振興」と並ぶ独立した項目として設けられ、第3次計画より具体的な施策の方向性が記載されている。

第3次計画と第4次計画の間には、「はじめに」で述べた文部科学省による障害者の生涯学習関連政策の総合的な展開の方針表明とそれに基づく施策の実施が位置している。「教育の振興」の「生涯を通じた多様な学習活動の充実」及び「文化芸術活動・スポーツ等の振興」に盛り込まれた内容を見ると、そうした展開が、計画における生涯学習関連の記載の大幅な充実につながる大きな要因であると考えられる。この点については、次章「2. 文部科学省における障害者支援の総合的な推進『学校教育政策から「生涯学習」政策へ』」で詳述する。

(3) 障害者差別解消法と生涯学習

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」）においては、主に、生涯学習機会へのアクセスの向上に資する内容が定められている。

①障害者差別解消法の概要

障害者権利条約の差別の禁止に係る規定の趣旨を取り込む形で「差別の禁止」を規定する障害者基本法第4条を具体化するものが、平成25（2013）年6月に成立し、平成28（2016）年4月から施行された障害者差別解消法である。

この法律では、国民の責務として、全ての国民が、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないと定める（第4条）とともに、国及び地方公共団体の責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施すること（第3条）、政府は、差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること（第6条）を定めている。

障害を理由とする差別に関しては、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の二つに分けて整理し、行政機関等及び事業者は、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害してはならないと定める（第7条第1項、第8条第1項）とともに、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障害者の状況に応じて、必要かつ合理的な配慮を行うことを、行政機関等には義務として、事業者には努力義務として定めている（第7条第2項、第8条第2項）。

さらに、国及び地方公共団体などの行政機関等（独立行政法人も含む）においては、自らの職

員が適切に対応できるようにするための「対応要領」をそれぞれ自ら定め、それに基づく取組を行うこととしている（第8条、第9条）。対応要領は、国の行政機関においては作成が法的義務とされ、地方公共団体においては、地方分権の趣旨から、その作成は努力義務とされている。

また、事業者において、障害を理由とする差別を解消するための取組が適切に行われるよう、各事業分野を所管する大臣（以下「主務大臣」）が「対応指針」を作成し、事業者の自主的な取組を促す仕組みを定めている（第11条）。

②国公立の生涯学習関連施設等に係る「対応要領」

生涯学習関連施設等においても、国公立の施設については「対応要領」、私立施設や民間事業者については「対応指針」により、差別を解消するための適切な対応が求められる。

国立の例を挙げると、平成28（2016）年の3月から8月にかけて、国立女性教育会館については独立行政法人国立女性教育会館が（3月9日）、国立科学博物館については独立行政法人国立科学博物館が（3月15日 館長裁定）、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館については独立行政法人国立美術館が（3月22日 理事長裁定）、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館については独立行政法人国立文化財機構が（4月1日 理事長決裁）、国立青少年教育施設については独立行政法人国立青少年教育振興機構が（8月10日 理事長裁定）、それぞれ『（独立行政法人名）における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』を制定している。また、国立国会図書館については『国立国会図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』（平成28年4月1日 国図総1603292号）が策定されている。

生涯学習機会の提供主体でもある国立大学に関しては、各国立大学法人が対応要領を策定しているが、それに先立ち、一般社団法人国立大学協会が、障害者差別解消法の実施に関するワーキング・グループにおいて『教職員対応要領（雛形）』を作成し、その対象者は大学における教育・研究・その他活動全般において、そこに参加する者すべてとなること等の留意事項を記載した送付文書とともに、各国立大学長あてに送付している（平成27（2015）年10月30日）。

公立施設に関しては、それぞれの設置者である地方公共団体が対応要領を策定する。この対応要領に関し、文部科学省は平成27年11月26日に、民間事業者を対象とする対応指針を策定した際の生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について』（27文科初第1058号）において、都道府県教育委員会が対応要領を策定する際には、文部科学省が後に策定する対応要領（平成27年12月25日 文部科学省訓令第31号）も参照するとともに、域内の市町村教育委員会が対応要領を策定する際には、必要な指導、助言又は援助を行うことを求めている。

東京都の例をみると、対応要領は、「東京都職員服務規程」、「東京都における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」及び「東京都障害者差別解消法ハンドブック」の3つにより構成されている。「東京都職員服務規程」（訓令）において、障害を理由とする差別の禁止について、職員が遵守すべき服務規律として明確に位置づけ、「東京都における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」では「東京都職員服務規程」に定める義務を具体化するものとして、職員の責務や相談体制、研修等の実施体制の枠組みについて規定、「東京都障害者差別解消法ハンドブック」において、職員等の適切な対応に資するため、障害者差別解消法の趣旨や内容、日々の活動の中で配慮すべき事項等を分かりやすくまとめている。

内閣府によると、平成 29（2017）年 4 月 1 日時点において対応要領を策定済みの地方公共団体は、都道府県：45（95.7%）、政令指定都市：20（100.0%）、中核市・東京特別区・県庁所在地（政令指定都市を除く）：76（92.7%）、その他市町村：1009（61.6%）であり、全体として 1150（64.3%）の自治体が策定済みとなっている。

各対応要領は共通して、目的、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、監督者の責務、懲戒処分等、相談体制の整備、研修・啓発、対応要領に係る留意事項（不当な差別的取扱いの基本的な考え方、正当な理由の判断の視点、不当な差別的取扱いの具体例、合理的配慮の基本的な考え方、過重な負担の基本的な考え方、合理的配慮の具体例）について記載している。国立の生涯学習関連施設の対応要領に記載された合理的配慮の具体例の内容は、視覚障害者への支援や施設独自のルールの例外等について具体的な記述を加えている国立国会図書館以外はほぼ共通であり、施設の目的や事業内容による大きな差異は見られない。

③私立の生涯学習関連施設・民間事業者に係る「対応指針」

私立の生涯学習関連施設や、民間の生涯学習関連事業者に関しては、事業分野を所管する大臣が「対応指針」を定め、適切な対応を促すこととなっている。

文部科学省は、学識経験者、障害当事者・支援団体、都道府県・市町村、公・私立学校、文化・スポーツの各分野の関係者 21 名（ほかオブザーバー 1 名：国立特別支援教育総合研究所）で構成された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実施に関する調査研究協力者会議」において、平成 27（2015）年 6 月 17 日から 7 月 21 日にかけて 4 回の会議を行った後、同年 7 月 31 日の内閣府における障害当事者・支援団体の各省合同ヒアリング、8 月 19 日～2 月 17 日のパブリックコメントを経て、『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）を策定し、生涯学習政策局長・初等中等教育局長の連名通知『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）』（平成 27 年 11 月 26 日付 27 文科初第 1058 号）を発出して、地方公共団体等に対し、対象となる施設や団体等に対する周知や指導・助言を依頼している。生涯学習関連では、6 月 30 日に行われた第 2 回会議において、日本図書館協会のヒアリングが行われている。

各省庁作成の「対応指針」は、厚生労働省（福祉・医療関係・衛生・社会保険労務士業務の各事業者向けの「ガイドライン」として、関連法令や各障害の特性などの説明も加え、より詳細な啓発資料の形式で作成）のものを除き、各府省庁ほぼ共通の文面に、それぞれの省庁が若干の加除修正や、所管事業の内容を踏まえた具体例の記載、分野別の留意点の追記等を行ったものとなっている。

厚生労働省以外では、不動産業・設計等業・一般乗合自動車運送業・一般常用旅客自動車運送業・対外旅客定期航路事業・国内旅客船業・航空運送業・航空旅客ターミナル施設事業・旅行業のそれぞれについて、別紙で差別的取扱いや合理的配慮の提供の詳細な具体例を付した国土交通省の対応指針と、別紙 1「不当な差別的取り扱い、合理的配慮配慮等の具体例」を設け、特に学校教育の場面の詳細な具体例を記載するとともに、別紙 2「分野別の留意点」として、合理的配慮、相談体制の整備、研修・啓発、情報公開などについて詳述した文部科学省の対応指針が、特に所管する事業の内容を踏まえての具体性を有する内容となっている。

文部科学省の対応指針の中では、別紙 1「不当な差別的取り扱い、合理的配慮配慮等の具体例」

においても、別紙2「分野別の留意点」においても、学校教育に関する記載が主となっている。生涯学習に関しては、別紙1において「学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等」とまとめた記述となっており、また、別紙2で取り上げられている分野も「学校教育分野」と「スポーツ・文化芸術分野」の2つである等、生涯学習分野ならではの事例や留意事項は記載されていない。「スポーツ・文化芸術分野」に関しても、「学校教育分野」は初等中等教育段階・高等教育段階の別に、合理的配慮、相談体制の整備、研修・啓発、情報公開などについての記載がなされているのに対し、スポーツ基本法と文化芸術振興基本法の定めを記し、留意点として合理的配慮を提供する際の可能な限りの合意形成、障害者が使用する用具に対しての柔軟な対応を挙げるにとどまっている。

④設置者の別によらない独自のガイドライン作成の動き

このように、生涯学習関連施設は、その設置者により異なる「対応要領」「対応指針」により規定されるところとなるが、公益社団法人日本図書館協会が作成した『図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン』（2016年3月）のように、図書館法でいう公立図書館・私立図書館の他、図書館同種の施設等、市民が利用するあらゆる図書館、さらには学校図書館や大学図書館、その他の学校にある図書館・室等も対象として、障害者差別解消法の「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の意味を施設に即して明らかにするとともに、その具体例を示そうとする動きもみられる。

⑤合理的配慮に関する情報提供と生涯学習

具体的に、どのようなことが「不当な差別的取扱い」に当たり、どのようなことが「合理的配慮」として求められるのかについては、個々の場面の状況ごとに判断されるものであり、あらかじめ法律で列挙することは困難である。このため、前述の対応要領や対応指針に加え、政府は合理的配慮等について、様々な情報提供を行っている。

内閣府はそのウェブサイトの中で、合理的配慮等の具体例を紹介するのデータ集として、『合理的配慮サーチ』を公開している。ここでは合理的配慮提供・支援・配慮の事例集や、ガイドブック・ハンドブック・マニュアル、地方自治体の条例・指針、差別に関するアンケート結果・意見集約などが紹介されており、「障害の種別」「生活の場面」の2種類の分類方法から参照することができる。

この分類カテゴリ全てにわたっているのが、内閣府が平成29年4月に公開した『障害者差別解消法 ～合理的配慮の提供等事例集～』である。この中の「生活場面例：教育」に掲載されているものは、学校教育の場面を想定した事例であるが、生涯学習の場面でもそれに準じた対応をすることが求められていると考えられるものも多い。さらに、生涯学習関連施設や検定試験、研修や講義での事例等、生涯学習の場面に深く関わる事例も「生活場面例：行政」や「生活場面例：サービス（買物・飲食店など）」に多数掲載されている。

表1 「障害者差別解消法 ～合理的配慮の提供等事例集～」に掲載された生涯学習関連事例

障害種	生活場面	上段：障害者が困っていることや合理的配慮の提供の申出など 下段：どのように合理的配慮を提供したのか
視覚障害	行政	図書館を利用するときに、蔵書の検索機を操作できず、書架のレイアウトも分からない。要望に沿って職員が検索機を操作したり、本を代わりに取ってくるなどの配慮を行った。
	行政	図書館で借りた本を点字化して読みたいので、作業のために貸出期間を延長してほしい。その本の貸出頻度を考慮しつつ、通常よりも延長した期間の貸出しを行った。
	行政	博物館施設の見学イベントがあるので参加したい。直接触れることのできる展示物があるとありがたい。展示物に触れることは禁止されているが、差し支えないと思われるものについては触れてもよいこととした。
	就業	研修を受ける場合に、通常の内容では受講が難しいことがある。例えば、パソコンスキルであれば、画面の読み上げソフトの使用を前提にしている研修を受けても理解が困難。視覚障害者向けの研修を受けられるよう配慮した。また、必要に応じて公共職業訓練（在職者訓練など）を活用することとした。
聴覚・言語障害	行政	大きな会場で開催されるフォーラムでは、手話通訳者がいても見えにくい場合がある。会場全体から手話通訳者の手話が見えやすいように、高さ60cmほどの台を用意し、手話通訳者を見やすい前の席を希望者向けに確保した。また、拡大スクリーンも設置し、後の席からも見やすいようにした。
	行政	左耳のほうが開き取りやすいので、参加予定の講習会では、講師に向かって右側の位置に配席してもらいたい。希望に沿う位置に配席した。
	サービス	検定試験の開始前に監督者から注意事項が述べられるそうだが、口頭だと内容が分からない。注意事項を文章にしたものを配付した。
盲ろう	行政	聴覚障害者向けのイベントに参加したところ手話通訳者が配置されていたが、弱視でもあるので手話が読み取りづらい。手話通訳者の直近の位置に配席した。
	行政	聴覚障害者向けのイベントに参加したところ舞台上のスクリーンに要約筆記が表示されていたが、弱視でもあるのでスクリーン上の文字を読み取りづらい。本人が所持していたパソコンと要約筆記者のパソコンをつなぎ、手元のモニターにも要約筆記が表示されるようにした。
	その他	障害者スポーツ大会に参加するのだが、弱視難聴の盲ろう者なので、スタート合図が分かりにくい。スタート合図者が一番近くのレーンに配置し、スタート合図はピストル音と光の両方を使って行った。
肢体不自由	行政	歴史的建造物の見学イベントに参加したいが段差が多い。車イスで移動可能な範囲だけでも見学させてほしい。当日のスタッフの一部を案内役へ変更し、車イスでも移動可能な順路で別途案内した。
知的障害	行政	役所が公表した調査報告書を読みたいのだが、平仮名しか読むことができないので、振り仮名を付けてほしい。ページ数の多い調査報告書であり、全ての文章に振り仮名を付すことは作業量が膨大となるので、要点を抜粋した概要ペーパーを作成して振り仮名を付すこととした。
発達障害	サービス	資格取得のための講義において、座学での読み書きや筆記テストに難がある。タブレットの使用許可など、学校で行われることが想定される合理的配慮に準じた対応を行った。
	サービス	プール施設でスイムキャップ着用が義務づけられているが、帽子類の着用を嫌がってしまい、スイムキャップもすぐに外してしまう。衛生面や循環装置への影響を考慮してスイムキャップ着用としているが、配慮すべき理由がある場合には、非着用でも利用を認めることとした。

※社会教育・文化・スポーツ施設や文化・スポーツイベントに関する事項、座学の学習活動の場面に関わる事項のうち、「生活場面：教育」以外のカテゴリに掲載のものを抜粋
『障害者差別解消法 ～合理的配慮の提供等事例集～』より著者作成

合理的配慮サーチには、官公庁や当事者等団体等が実施したアンケート調査等の結果も掲載されている。その一つ、西東京市『障害者基本計画策定のための調査報告書』（平成25（2013）年8月）では、障害者本人、又は本人の立場に立った家族、施設や病院職員等から、ボランティア活動、講座や講演会などの項目について、活動状況と活動意向、余暇活動をするために必要とする環境・条件についての回答を得て障害種別にまとめており、生涯学習への意向と実際の活動状況のギャップや、求められる支援を明らかにしている。

表2 西東京市における障害者の「講座や講演会などへの参加」活動状況と活動意向

	活動状況 (%)	活動意向 (%)		【参考】平成13年度の活動状況 (%)
身体障害	11.0	14.6	n=1256	7.9
知的障害	3.7	6.1	n=214	1.1
精神障害	12.1	12.6	n=207	-
難病	12.7	21.4	n=308	-
高次脳機能障害	12.5	12.5	n=8	-
発達障害	6.7	20.0	n=15	-

西東京市『障害者基本計画策定のための調査報告書』(平成25(2013)年)より著者作成

⑥障害者差別解消法に係る裁判例と生涯学習

障害者差別解消法には、「法施行後の障害者差別に関する具体的な（中略）裁判例の集積等を踏まえ、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する対応要領や対応指針の内容の充実を図ること」、「附則第七条に規定する検討に資するため、障害を理由とする差別に関する具体的な（中略）裁判例の集積等を図ること」及び「本法施行後、障害を理由とする差別に関する具体的な（中略）裁判例の集積等を踏まえ「不当な、差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」の定義を検討すること」等を求める衆議院・参議院内閣委員会の附帯決議が付されている。

内閣府は、当該附帯決議を踏まえ、今後の法附則第七条に規定する検討等に資することを目的として、平成28(2016)年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る裁判例に関する調査」を実施し、その結果を判例集として整理して公表している。

この判例集においても、「保育・教育」に分類された教育の事例はいずれも学校教育に関するものである一方で、「商品・サービス」分類の中に、生涯学習・スポーツに関連する「事業者によるうつ病患者の音楽教室受講拒否が不法行為とならないとされた事例（東京地判平成24(2012)年1月16日）」(事業者によるサービスの利用拒否が障害者と事業者とのトラブルを経緯として生じており、サービス拒否が障害を理由としたものであると認められなかったケース)、「事業者による性同一性障害者のゴルフクラブ入会拒否が不法行為を構成するとされた事例（東京高判平成27(2015)年7月1日）」の裁判例が掲載されている。

2. 文部科学省における障害者支援の総合的な推進「特別支援教育の生涯学習化」

(1) 障害者支援の総合的な推進に関する大臣講話

平成28(2016)年12月14日、文部科学大臣は文部科学省幹部級職員に向けて講話を行い、これに先立って立ち上げていた2つのタスクフォースにおける検討内容と、今後の文部科学省における障害者支援の総合的な推進に関する方針について示した。

「特別支援総合プロジェクトタスクフォース」においては、障害者が学校を卒業した後の生涯を通しての総合的な支援について検討し、その結論は「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」であり、文部科学省が所掌する生涯学習、文化、スポーツといった、人間が幸福で豊かな生活を追求していくために不可欠な行政分野において、障害者も含め、すべての人々が、あらゆるライフステージで、夢や希望を持って生きていけるよう、厚生労

働省とも連携しながら、施策を進めていくことが重要であるとした。

「障害者スポーツ推進タスクフォース」においては、障害者の社会参加、生きがいづくりの観点から、特にスポーツ活動に着目し、民間企業を含めた社会全体の力で推進していくための方策を検討して中間報告をまとめたところであり、そのポイントは、「パラリンピックだけでなく、「障害者スポーツ全体」への支援が必要であること」、「行政だけでなく、民間企業を含めた「社会全体による支援」が重要であること」であるとした。

さらに、既に具体的な施策が動き始めているスポーツ分野のみならず、生涯学習や文化などの分野も含め、文部科学省全体で障害者の活動を支援する施策を積極的に展開していくため、翌年1月から生涯学習政策局に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を置き、学校卒業後の生涯学習・文化・スポーツに係る障害者のニーズを十分に捉えながら、平成30（2018）年度概算要求や制度改正も視野に、全省横断的な障害者施策の企画立案を進めること、このチームはいずれ「課」や「室」として恒常的な組織とし、文部科学省が障害のある方々を、すべてのライフステージでサポートする仕組みづくりを、省全体で総合的に検討できる組織としたいことを示した。

(2) 特別支援総合プロジェクトタスクフォース「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充」

大臣講話で述べられた「特別支援総合プロジェクトタスクフォース」は、文部科学副大臣を主査、大臣官房総務課長及び特別支援教育課長を主査代理、文部科学省・スポーツ庁・文化庁関係課の企画官・室長、課長補佐・専門官をメンバーとし、オブザーバーに厚生労働省の障害者福祉及び障害者雇用担当課の課長補佐・専門官、特別支援学校長会会長を迎え、平成28（2016）年11月9日から同年12月12日の間に5回の会合を重ね、大臣講話が行われた12月14日に検討結果を公表した。

会合においては、特別支援学校長会、厚生労働省、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」座長、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、障害者芸術推進研究機構、東京学芸大学教育実践研究支援センター、町田市教育委員会生涯学習センター、東京都立あきる野学園あきるのクラブからのヒアリングを行い、障害のある子供たちの進路、障害者のスポーツ、文化、生涯学習、社会との連携について取組状況や課題について聴取している。

その検討結果『文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充 ～学校教育政策から「生涯学習」政策へ～』は冒頭で、文部科学省が、従来の学校教育政策を中心とする障害者政策から一歩進めて、生涯学習（教育、文化、スポーツ）を通じた生きがいづくり、地域との繋（つな）がりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を総合的に展開していかなければならない、と、文部科学省における障害者政策の新たな進展について宣言している。

文部科学省が取り組むべき課題についても、体制面、生涯学習・文化・スポーツ分野、学校教育分野のそれぞれについて、以下のように具体的に挙げている。

表3 文部科学省において取り組むべき課題（特別支援総合プロジェクトタスクフォース）

(1) 障害者の学びを総合的に支援するための企画立案部門の創設		<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習政策局に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置 ・速やかに「障害者学習企画室」(仮称) を置く
(2) 生涯を通じた学び、文化・スポーツ等において取り組むべき課題	① 生涯を通じた学び	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校も含めた「地域学校協働活動」の推進 ・国立青少年教育施設における障害のある青少年を対象にしたプログラムの実施 ・放送大学の充実・整備 ・「障害者青年学級」や「オープンカレッジ」など様々な主体により実践されてきた、障害者による生涯学習を支援するモデルの普及
	② 文化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の芸術の鑑賞機会の充実等 ・特別支援学校への芸術家を派遣する事業等により障害者が芸術活動に取り組む裾野を拡大 ・障害者の芸術の公演や展覧会等の発表の機会の充実
	③ スポーツ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催する「Special プロジェクト2020」に向けた取組を加速 ・取組を一過性のものとして終わらせることなく発展させるため「障害者スポーツ・文化週間」(仮称)等としてプロモート
(3) 教育分野において取り組むべき課題	① 特別支援学校等の学習内容の充実や関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子供たちのキャリア教育の充実や生涯にわたる学習の奨励 ・学校と卒業後の進路や活動の場との連携の促進
	② 大学等における支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校との接続の推進、支援の中核的拠点を整備する等による、障害のある学生の支援体制の充実 ・各大学の障害のある学生の支援情報の積極的な情報提供の促進 ・障害のある学生への支援を補助する学生の組織化・養成の促進

『文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充』より著者作成

(3) 平成 29 (2017) 年度事業等における取組

平成 29 (2017) 年度に入ると、文部科学省は、以下のような取組を推進していく。

① 「障害者学習支援推進室」の新設

文部科学省は平成 29 (2017) 年度から、生涯学習政策局生涯学習推進課に「障害者学習支援推進室」を新設した。平成 29 年 4 月 1 日の時点では、室長と係長が専任、室長補佐は生涯学習推進課課長補佐と特別支援教育課専門官が、係員は生涯学習推進課係員が兼任という体制で発足している。

前述の大臣講話で平成 29 年 1 月に置くと言及されていた「特別支援総合プロジェクト特命チーム」は、生涯学習局からこの生涯学習支援推進室の室長、生涯学習推進課の課長・課長補佐、社会教育官、初等中等教育局の特別支援教育課の課長・企画官・専門官、高等教育局、スポーツ庁、文化庁の室長、課長補佐・室長補佐をメンバーとし、厚生労働省の障害福祉課・障害者雇用対策課をオブザーバーとして設置された。この「特別支援総合プロジェクト特命チーム」と、障害者学習支援推進室とが推進体制となり、教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、学校卒業後における学びの支援、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に関する取組を横断的かつ総合的に推進していくこととされている。

②大臣メッセージ：「特別支援教育の生涯学習化」

平成 29 (2017) 年 4 月 7 日、文部科学大臣は、以下の 3 点をポイントとする『特別支援教育の生涯学習化に向けての松野文部科学大臣メッセージ』を発信した。

○障害のある方々が、夢や希望を持って活躍できるような社会を目指していくことが必要であるが、その中でも、保護者の方々は、特別支援学校卒業後の学びや交流の場がなくなること

に大きな不安を持っていること。

○今後は、障害のある方々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要であり、これを「特別支援教育の生涯学習化」と表現すること。

○各地方公共団体においても、関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきたいこと。

③地方公共団体等への協力依頼（通知）

大臣メッセージと同日付で、地方公共団体等への通知『障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）』（平成29年4月7日付29文科生第13号）が、生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ庁次長、文化庁次長の連名にて発出されている。

そのポイントは以下のようなものである。

表4 地方公共団体等への依頼事項

課題カテゴリ		通知の依頼事項のポイント
障害者の学びを総合的に支援するための体制の整備・充実		第1 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について ○「障害者学習支援推進室」の設置 ○都道府県・市町村においても、広く生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の各分野の関係機関が連携し、障害者の生涯を通じた多様な学習活動の支援の取組の充実を図るとともに、取組の推進等を行う部署の明確化など、体制の整備・充実を図ること
生涯を通じた学び、文化・スポーツ等	①生涯を通じた学び	第2 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について ○スポーツ活動や文化活動を含む障害者の生涯学習を支える活動を行う団体等を表彰するにあたり、適切な候補の推薦
	②スポーツ	第3 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について ○障害者スポーツを含めたスポーツの事務の一元化を含め、障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制の整備 第4 「Special プロジェクト 2020」について ○全国の特別支援学校においてスポーツ、文化、教育の全国的な祭典を開催するための「Special プロジェクト 2020」の一環として、モデル事業を実施。都道府県の関係部署・団体等が連携した体制の構築、積極的なモデル事業の受託
	③文化活動	第5 障害者による文化芸術活動の充実について ○障害者の優れた文化芸術活動を広く一般に普及するための取組の調査研究や、成果発表の公演、展覧会の開催、特別支援学校の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会の提供、小中学校等の子供たちへの障害のある優れた芸術家等による文化芸術の鑑賞・体験機会の提供など、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援の実施 ○障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進、あらゆる人々の相互理解へとつながる文化芸術活動の充実を図ること
教育分野	①初等中等教育	第6 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実 ○近日中に告示予定（※同年4月28日付で告示）の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領において、障害のある児童生徒の生涯学習への意欲を高めるとともに、様々な学習機会に関する情報の提供に努めること、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう配慮することについて位置づける予定。この趣旨を踏まえ、小・中学校等も含め、障害のある児童生徒のスポーツ・文化芸術活動等の充実を図ること ○多くの特別支援学校で行われている卒業生のフォローアップ等について、障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるようにする取組 第7 小学校等における障害者に対する理解の推進 ○告示した幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領等においても、障害者に対する理解に関する内容を充実させている趣旨を踏まえ、学校教育における取組の充実を図ること
	②高等教育	第8 高等教育における障害のある学生支援に関する検討 ○大学等における障害のある学生の修学支援の在り方について3月に取りまとめた検討結果「第二次まとめ」を広く周知し、関係者間の共通理解と連携を深め、大学等におけるこれらの取組の充実を図ること

『障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）』（29文科生第13号）より著者作成
※「課題カテゴリ」は、著者による分類

④平成 29 (2017) 年度予算事業の推進

特別支援総合プロジェクトタスクフォースでの検討は平成 29 年度予算の概算要求後に行われたが、平成 29 年度においても、障害者の多様な学習活動の充実に資する以下のような予算事業があり、文部科学省は、これらの事業の推進を通して、障害者の多様な学習活動の充実に資している。

表 5 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に資する主な平成 29 年度予算事業

共生社会の実現・障害者支援に特化したもの	障害者関連の取組にも活用できるもの
<p>○ Special プロジェクト 2020 (新規) 2020 年東京大会のレガシーとして共生社会を実現するため、2020 年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するためのモデル事業や、特別支援学校等を活用した地域における障害者スポーツの拠点づくり事業等を実施</p> <p>○特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備 (新規) 特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援</p> <p>○社会で活躍する障害学生支援センター形成事業 (新規) 大学等や福祉・労働行政機関、企業等が協力し、障害のある学生の修学・就職支援を連携して進める「社会で活躍する障害学生支援センター」を形成</p>	<p>○地域学校協働活動推進事業 地域全体で子供達の成長を支え地域を創成する「地域学校協働活動」を、特別支援学校を含め推進</p> <p>○戦略的芸術文化創造推進事業 芸術文化の振興に必要な芸術活動や障害者の優れた芸術活動の調査研究、国内外での成果発表のための公演・展覧会の開催等を実施</p> <p>○文化芸術による子供の育成事業 特別支援学校の子供たちに文化芸術の鑑賞・体験機会を提供 小中学校等の子供たちに障害のある芸術家等による文化芸術の鑑賞・体験機会を提供</p> <p>○文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 地域の文化芸術資源（現代アート・メディア芸術・工芸・障害者芸術など）を活用した、地域経済の活性化や共生社会の実現につながる先進的な取組等を支援</p>

文部科学省『障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に資する（平成 29 年 11 月）』等より著者作成

⑤平成 29 (2017) 年度事業の障害者支援の観点からの総点検

平成 29 年 3 月の第 193 国会における文部科学大臣の所信に「障害のある方の生涯を通じた学びを支援する観点から、文部科学省の実施する様々な施策を改めて見直す」とあることを受け、文部科学省は平成 29 年度事業について、障害者支援の観点から対応がなされているか点検するとともに、新たな観点で取り組むことがないか総点検を行い、とりまとめた結果を同年 6 月 20 日に公表した。

これによると平成 29 年度の全 426 事業中、何らかの積極的な障害者支援等の取組を実施しているもの、又は実施予定のものは、281 事業（約 7 割）であった。

この結果をもとに文部科学省は、その全事業について、主な取組の例も参考にしつつ、平成 30 年度に向けた見直しを検討するとした。

⑥障害者の生涯学習支援に係る文部科学大臣表彰の創設

文部科学省では障害者の生涯学習支援活動を行う個人・団体への表彰制度を創設し、各都道府県等からの推薦・審査を踏まえ、平成 29 (2017) 年 10 月 17 日に対象者を決定、12 月 7 日に表彰式を実施した。

被表彰対象者 61 件（個人 14 件、団体 47 件）のうち、学習関係が 29 件、スポーツ関係が 21 件、文化関係が 11 件となっており、学習関係では、点訳や音訳、手話通訳や要約筆記等の情報保障（視覚障害・聴覚障害）、青年学級やオープンカレッジ等の学習機会の提供（知的障害）などが取り

上げられている。

⑦普及・啓発、機運醸成等

公益社団法人日本青年会議所との連携（4月29日：チャリティーラン、7月7日：タイアップ宣言調印等）、著名な障害者や支援者から広報への協力を得る「スペシャルサポート大使」の任命（8月29日：任命式）等、広報啓発や機運醸成に関する取組も行われている。

(3) 平成 30 (2018) 年度予算案

平成 30 年度概算要求では、生涯学習、教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援する事業を「特別支援教育の生涯学習化推進プラン」としてまとめ、特別支援教育や大学教育の取組、学校卒業後のスポーツ・文化に関する取組を拡充するとともに、学校卒業後の学びに関する実証的な研究開発を新規要求している。

この「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」は、以下の3つの取組で構成されている。

①障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究

学校卒業後の障害者について、(ア) 学校から社会への移行期、(イ) 生涯の各ライフステージ、それぞれにおける効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制、地域の生涯学習、教育、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体等との連携の在り方に関する研究を実施（14箇所）。

②生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究

企業、NPO 法人等が実施主体となり、障害者が生涯学習活動に参加する際の阻害要因や促進要因を把握・分析。

③人材育成のための研修会・フォーラムの開催

実践研究に係る支援者向け研修会や障害者参加型フォーラム等を国が実施し、①や②で得られた成果や課題を共有。

3. 総括

障害者の生涯学習推進に関する平成 28 (2016) 年末からの文部科学省の動きは、以下の点から、注目すべき重要なものであるといえる。

ひとつは、『文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充』の中で文部科学省自身も「従来の学校教育政策を中心とする障害者政策」と表現していたように、これまで目立った施策が行われてこなかった障害者の生涯学習に関する大きな展開があったという、内容面の重要性である。平成 2 (1990) 年の生涯学習振興法制定から 26 年、障害者権利条約の批准に向け、政府全体で大きな法改正を含めたのさまざまな動きがあった中でも変わらなかった分野における進展は、画期的なものと評価できるであろう。

もうひとつは、学校現場の視察を契機とした大臣のイニシアチブによるこうした大きな進展を、短期間で組織変更も含めた実現にこぎつけた行政組織の動きの面である。これを可能にした手法である企画官・課長補佐級中心の省内横断的なタスクフォースや、関係課との併任も用いてラインを作り上げた新設の障害者学習支援推進室につき、構成員のランクや併任状況も資料に掲載し、

対外的に説明を尽くしている点も、注目に値する。

このように、障害者の生涯学習の推進に関して、我が国の教育行政は大きな一步を踏み出したといえるが、本格的な施策展開はこれからである。学校教育に関しては、障害者権利条約の批准に至るまでに、平成 20 (2008) 年 8 月から平成 22 (2010) 年 2 月まで文部科学省に設置された「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」における検討や、それを基礎とした、中央教育審議会初等中等教育分科会に設置された「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」における平成 22 (2010) 年 7 月から平成 24 (2012) 年 6 月までの審議を通じ、当事者・保護者、各方面の関係者、有識者による議論が行われた上で、現状に至っている。また、平成 29 年 11 月に障害者学習支援推進室が公表した説明資料『障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について』においては、学校卒業後における障害者の学びに関するデータとして、小林 (2007) の障害者を主たる対象とした生涯学習事業を実施している自治体数等を挙げている。この時点ではまだ全国的な状況の把握がなく、まずは施策立案のための基礎的データの収集が必要だったことが窺 (うかが) われる。

平成 30 (2018) 年 3 月 20 日、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」の第 1 回が開催された。同会議では、国立特別支援教育総合研究所による「障害者の生涯学習活動に関する実態調査」の結果概要が公表され、障害者の生涯学習の推進は、新たな段階のスタートを迎えている。

4. 今後求められる研究に関する考察

文部科学省の取組等により、障害者の学習機会が量的に拡大していく流れの中で、今後、以下のような研究の必要性がますます高まると考えられる。

(1) 合理的配慮に関する研究

障害者差別解消法に基づく「対応指針」で詳細な記載がなされているほか、国立特別支援教育総合研究所による「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(内閣府の「合理的配慮等具体例データ集」でも紹介) など、様々な事例提供がなされている学校教育に対し、生涯学習の場面や生涯学習関連施設における合理的配慮については情報が少ない。学習機会の多様性や施設の目的・機能に即した合理的配慮や、合理的配慮の基礎となる環境整備 (基礎的環境整備) に関する研究が求められると考えられる。その際、より学習効果を高める支援の開発・普及とともに、それらの支援に要するコストが小さいほど、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」として、より多くのケースにおいて提供が実現しやすくなるという観点も重要である。

(2) 障害特性に応じた学習方法、ニーズに即した学習内容に関する研究

障害特性に応じた学習支援の方法については、学校教育に関して多くの研究の蓄積があるが、それらの成果を生涯学習の場面で活用するための手法や、成人の学習に固有な特徴等、学習機会の質を高めるための研究の必要性が、学習機会の量的拡大により高まると考えられる。また、就労やキャリアアップ、地域コミュニティへの参加に有益なスキルを高める学習機会の提供等、学校卒業後の学習ニーズに即した学習内容の追究も、社会参加機会の拡大により生じる新たな課題の把握とともに、生涯学習研究に期待されると考えられる。

(3) 学習者と学習機会のマッチングに関する研究

障害者の生涯学習機会に関しては、提供可能な合理的配慮や多様な学習ニーズ等、考慮を要する条件が多くなる。このため、障害者が求める学習に参加することを可能とする学習情報の提供方法や、広域的な学習機会の提供の仕組み等に関する研究が必要となる。

(4) ハード面も含めた生涯学習関連施設の在り方に関する研究

国立教育政策研究所（2016）は、障害のある児童生徒等の障害種に応じた学校施設の「合理的配慮」等の手法についてのアンケート調査や事例分析に基づき、学校施設・設備の合理的配慮の提供に係る留意点を取りまとめている。生涯学習関連施設についても、施設の複合化・多機能化も視野に入れつつ、共生社会構築のための拠点となる施設の在り方に関する研究が望まれる。

おわりに

「特別支援教育の生涯学習化」により、文部科学省では教育・スポーツ・文化の施策全体にわたって横断的な検討に基づく施策の推進が行われ、地方公共団体等に対しても、様々な行政部門が連携しての障害者の生涯学習機会の充実が求められている。このように、分野横断的な取組が推進されていく流れの中、これまで参加の機会が少なかった多様な学習者が生涯学習の場に参加していくことは、障害者の学習権の保障や共生社会の実現に資するのみならず、我が国社会にとって、これまでにない創造的な学習環境が創出される大きなチャンスであるといえよう。多様な分野・主体による研究・実践の展開に期待したい。

【参考・引用文献】 ※ URL については 2018 年 4 月 9 日確認

厚生労働省（2015a）『福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針』平成 27 年 11 月 11 日厚生労働大臣決定

厚生労働省（2015b）『衛生分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針』平成 27 年 11 月 11 日厚生労働大臣決定

厚生労働省（2015c）『社会保険労務士の事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針』平成 27 年 11 月 11 日厚生労働大臣決定

厚生労働省（2016）『医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針』平成 28 年 1 月 12 日厚生労働大臣決定

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu_kaisho/index.html

国土交通省（2015）『国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000063.html

国立科学博物館（2016）『独立行政法人国立科学博物館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

<http://www.kahaku.go.jp/disclosure/information/>

国立教育政策研究所（2016）『インクルーシブ教育システム構築に向けた学校施設に関する基礎的調査研究：報告書』

http://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/seika_digest_h27a.html

- 国立国会図書館 (2016)『国立国会図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』
<http://www.ndl.go.jp/jp/service/support/taiooryo.html>
- 国立女性教育会館 (2016)『独立行政法人国立女性教育会館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』
<https://www.nwec.jp/about/open/information.html>
- 国立青少年教育振興機構 (2016)『独立行政法人国立青少年教育振興機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』
<http://www.niye.go.jp/about/public/rule.html>
- 国立大学協会 (2015)『障害者差別解消法に係る国立大学法人における教職員対応要領 (雛形) を作成』
<http://www.janu.jp/news/whatsnew/20151113-wnew-skaisyou.html>
- 国立特別支援教育総合研究所 (2014～)『インクルーシブ教育システム構築支援データベース』
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- 国立美術館 (2016)『独立行政法人国立美術館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』
<http://www.artmuseums.go.jp/06/0614.html>
- 国立文化財機構 (2016)『国立文化財機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』
<http://www.nich.go.jp/data/kihon/>
- 小林繁 (2007)『障害者の生涯学習に関する実証的研究／平成 16～18 年度科学研究費補助金研究成果報告書』
<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-16530529/>
- 参議院 (2017)『会議録 第 193 回国会 文教科学委員会 第 2 号 (平成 29 年 3 月 7 日)』
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/193/0061/19303070061002c.html>
- 衆議院 (2017)『会議録 第 193 回国会 文部科学委員会 第 1 号 (平成 29 年 3 月 1 日)』
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009619320170301001.htm
- 生涯学習審議会 (1990)『生涯学習の基盤整備について』
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19900130001/t19900130001.html
- 障害者政策委員会 (2017)『障害者基本計画 (第 4 次) の策定に向けた障害者政策委員会意見案 (平成 29 年 12 月 22 日)』(第 40 回障害者政策委員会資料)
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_40/index.html
- 障害者の権利に関する条約
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
- 中央教育審議会 (2010～2012)『特別支援教育の在り方に関する特別委員会』
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/index.htm
- 中央教育審議会 (2017)『第 3 期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について (報告)』
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo14/sonota/1396919.htm
- 東京都『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)』
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/sabekai.html
- 内閣府 (2003)『障害者基本計画 (第 2 次)』
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.html>
- 内閣府 (2013)『障害者基本計画 (第 3 次)』
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku25.html>

内閣府（2012～2016）『障害者白書』（平成24年版～平成28年版）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>

内閣府（2015～）『関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』

内閣府（2016年度）『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る裁判例に関する調査』

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28houritsu/index-w.html>

内閣府（2017a）『障害者差別解消法 ～合理的配慮の提供等事例集～』

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

内閣府（2017b）『地方公共団体における対応要領の策定状況』

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taiou/joukyo.pdf>

内閣府『合理的配慮サーチ』

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

西東京市（2013）『障害者基本計画策定のための調査報告書』

http://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/sesaku_keikaku/kakusyuresearch/hoken/kihonnkeikakutyousa.files/00zentai.pdf

日本図書館協会（2016）『図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン』

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/606/default.aspx>

文部科学省（2008～2010）「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/index.htm

文部科学省（2015a）『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』

平成27年文部科学省告示第180号

文部科学省（2015b）『文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について（通知）』平成27年11月26日付27文科初第1058号

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm

文部科学省（2015c）『文部科学省職員による障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』平成27年12月25日文部科学省訓令第31号

<http://www.mext.go.jp/kaishou-ty/>

文部科学省（2016a）『障害者支援の総合的な推進に関する大臣講話』

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/___icsFiles/afiedfile/2016/12/19/1380729_01.pdf

文部科学省（2016b）『特別支援総合プロジェクトタスクフォース 文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充』

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380729.htm

文部科学省（2016c）『障害者スポーツ推進タスクフォース 中間報告概要』

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/___icsFiles/afiedfile/2016/12/19/1380729_05.pdf

文部科学省（2016d）『Special プロジェクト2020』

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/___icsFiles/afiedfile/2016/12/19/1380729_02.pdf

文部科学省（2017a）『特別支援教育の生涯学習化に向けての松野文部科学大臣メッセージについて』

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/1384235.htm

文部科学省（2017b）『障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）』平成29年4月7日付29文科生第13号

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1384611.htm

文部科学省（2017c）『公益社団法人日本青年会議所（JC）とのタイアップ』

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1386901.htm

文部科学省（2017d）『29年度事業の障害者支援の観点からの総点検について』

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1387000.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/_icsFiles/afieldfile/2017/06/20/1387000_1_1.pdf

文部科学省（2017e）『「スペシャルサポート大使」について』

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1395720.htm

文部科学省（2017f）『障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（平成29年11月）』

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1399329.htm

文部科学省（2017g）『障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について』『月刊公民館』，727，48-51.

文部科学省（2017h）『平成29年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰事例集』

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1398900.htm

文部科学省（2018～）『「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」』

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/041/index.htm

（受理日：平成30年3月19日）